

# 大串ひろやす通信

調査なくして発言なしとは公明党の伝統です！  
 会派の政務活動の成果を定例会ごと通信として発行し  
 ています。読まれてのご意見、ご感想をお待ちしています！  
[info@h-ogushi.com](mailto:info@h-ogushi.com)



ページ	コーナー	内容
1	トップページ	◇ 声をかけ合うことができれば
2~3	本会議質問	◇ 子どもの権利条約の精神が児童福祉法の理念に！
4	ちょっと教えて	◇ 昔あった「千代田自由大学」について知りたい！
4	朗報	◇ サービス介助基礎検定講座が開かれる！
	コラム	① 子どもの権利とは ② 児童福祉法の改正 ③ 児童相談所設置の考え方

## 声をかけ合うことができれば

公明新聞11月12日の「座標軸」。「『その命の尊さを見つめてほしい』。パラリンピック競泳女子で通算15個の金メダルを獲得した成田真由美さんの言葉だ。(中略)◆成田さんがある時、エレベーターに乗ろうとして8回も見送ったことがある。9回目。載っていた男性が『僕は階段でもエスカレーターでも使えます。どうぞ』と譲ってくれた◆『声をかけ合うことができれば、障がいという壁をなくせる』と訴える。◆(中略)障がい者も健常者もコミュニケーションを取って、その空間を心地良く過ごす。支え合う社会の構築こそ最大のレガシー(遺産)だ」と。大いに同感！そのためには、すべての人に障がいに対する理解やかかわり方を知っても



街頭で区政報告を行う(飯田橋駅前にて)

らうことが重要です。そのための「研修」を千代田区では来年度に向け準備中とのこと。嬉しいニュースです。いくらハード面のバリアフリー整備を行っても「声をかけ合うことができる」関係なくして真のバリアフリーとはならないからです。

# 子どもの権利の視点が 児童福祉法の理念に！



平成29年第3回定例会代表質問

## コラム1

### 子どもの権利とは

子どもの権利について一橋大学名誉教授の福田雅章氏は以下のように述べている。「子どもは未成熟であるという理由で、親や社会や国家からいつも干渉を受け、その存在を無視され、『一人の人間として受け入れられ、自分らしく生きる』ことを否定されてきました。たとえ自己決定能力が不完全であり、経済的に独立しえていない未熟な子どもであっても、およそ人間である限り『一人の人間として尊重され、自分らしく生きていいんだよ』ということをもう一度みんなではっきりと確認するためにあえて『子どもの人権』という言葉がつかわれるようになったのです」と。また特に注目すべきは「子どもの権利条約」の第12条、意見表明権であると述べる。「どんなことでもこの人なら絶対に安心して問いかけをし、意見表明をすることができるという人間関係」、「お子さんの存在をそのまま受け入れられる関係」を意味し、この「『人間的なつながり』があつてこそ、一人の大人として成長できるのだという」ことが「子どもの権利条約の本質であり、教育の原点なのです」（「子どもの人権を考える」第三文明社 創価学会女性平和委員会より）と。つまり、意見表明権とは子どもが安心して意思表示ができる人間関係の大切さを意味しており、そのような関係性の中で、「子どもの健やかな育ち」は保障されるのだということが子どもの権利の本質であると。大いに参考としたい。

## 1. 共育大綱、共育ビジョン の目指すものとは何か？

**問** 昨年5月子どもの権利条約の精神をそのまま新たに理念とした児童福祉法の改正が行われた。（コラム2）それに先がけ区は、昨年3月に共育大綱と共育ビジョンを策定した。「人間としての尊厳」と「健やかに育つ権利」があることを宣言し、その権利の実現を目標としたものである。人と人のつながりの中で大人も子どもも共に育つ共育の考え方を理念とし、子どもとの関係性の大切さを強調した内容となっている。法の改正を先取りし子どもの権利の視点（コラム1）から策定されたものと理解している。そこで、共育大綱の基本的な考え方を問う。

**答** 〈区長答弁・抜粋〉  
児童福祉法の改正内容は私も大賛成である。我々はそういう思いで今回の「千代田区共育大綱」を作成した。共育は家庭・学校・園・地域等が一体となって子どもを育て、また自らも育っていくという考え方である。この考え方に基づき子どもが健やかに育つ権利の実現と、教育振興施策の基本的な方針が「共育大綱」であり児童福祉法の考え方と一致している。子ども施策の展開に当たっては子どもとの関係性を大切にし、子どもの最善の利益を考慮し進めていく。

# 子どもの育ちを保障

## 2. 要支援児童の区内ショートステイを提案する!

## 3. 子どもの権利条約の普及・啓発の方法は?

**問** 要支援児童とは保護者への支援が必要と認められ、その結果支援が必要となる児童をいう。現在、千代田区では122人にも上る。そのような児童のためのショートステイは用意されていない。親の出産や介護などの理由による一般の子ども向けのショートはあるが就学前の子どもも小学生も場所は区外である。区外では園や学校へも通うこともできない。また緊急性がある要支援児童のショートとしての利用は困難である。そこで、要支援児童を対象とした区内でのショートステイ事業を提案する。所見は。

**答** 〈子ども部長答弁・抜粋〉  
虐待予防の観点から要支援家庭を含むショートステイが必要であると認識している。また、子どもと家庭の支援は身近な地域でなされるべきであり、ショートステイ先から歩いて学校に通えることが理想である。区内にショートステイが必要であるということを認識し検討する。

**問** 子どもたちに子どもの権利について知ってもらい理解してもらうことが大事である。千代田区として今後どのように普及・啓発に取り組むのか。

**答** 〈子ども部長答弁・抜粋〉  
子どもにも理解しやすい絵本や本を使うなど、子どもも大人も、子どもの権利について知り、正しく理解できるような普及啓発に努めていく。

### コラム2

#### 児童福祉法の歴史的な改正

**全** 国の児童相談所が昨年度対応した児童虐待の件数は、12万2578件で前年度より1万9292件増え、統計を取り始めた平成2年度から26年連続で過去最多を更新している。虐待をキャッチする網の目が細くなったとはいえ平成11年度から比較しても10倍超というのは驚くべき数字だ。この間、児童福祉士の数は2.5倍にしか増えていない。このような状況に昨年5月、児童福祉法の歴史的な改正が行われた。その主たる目的は児童虐待の発生予防と虐待発生時における迅速かつ的確な対応である。そして、そのことを確実にするために「子どもの権利条約」の精神をそのまま法の理念として謳ったのだ。第一条には、「すべての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり（中略）その心身の健やかな成長及び発達を等しく保障される権利を有する」と明確だ。児童福祉法は昭和22年に制定されてより度々改正されてきたが理念の部分の改正は今回が初めてという。このことは、子どもの幸せのため大人社会のあり方をも見直そうとの決意の表れではないだろうか。





# ちょっと教えて



# 朗報



## 昔あった千代田自由大学 について知りたい!

## サービス介助基礎検定 講座が開かれ好評!

千代田図書館八十年史にその記述がある。千代田自由大学は、戦後の昭和二六年「学問と芸術」の復興は千代田区からという関係者の願いのもと、駿河台図書館(後の千代田図書館)を会場に発足した。世話人代表の上原専禄氏は設立の趣旨を大要こう述べている。この『自由大学』は、近代的自由の精神を基調とし、更にそれを乗り越えて人類社会全体としての自由と開放とを願う深淵とした積極的な新精神に立つことを目標とすべきである。広い意味での公民教育ないし社会教育を以上のような精神において行うことができれば、国民啓発上の福音となるであろう、と。そして自由大学における「千代田学芸講座」は15年間、講演回数は28回、講師は138名を数えたとある。講師は、上原専禄、中野好夫、都留重人、清水幾太郎、加藤周一、荒垣秀雄、小林秀雄、手塚治虫、草野心平、大岡昇平、松本清張、岡本太郎、新田次郎、大来佐武郎、串田孫一らであり時代を代表する著名人ばかりだ。自由大学のこの精神は今の「ちよだカレッジ」に引き継がれることだろう。



サービス基礎検定講座が12月8日に区役所ロビーにて開催された。輝きプラザ研修センター主催、千代田区共催である。障がいについて正しく理解すること、またかかわり方の実技も含めて学ぶことができ本当に参加して良かった。「声をかけ合うことができる」ためにもこのような講座を継続してもらいたい!

### コラム3

#### 児童相談所の設置にあたっての考え方

日 本虐待・思春期問題情報研修センターの川松亮氏は特別区の児童相談所設置についてこう述べている。「児童相談所の箇所数が増えることは歓迎すべきだろう。しかし一方でスタッフの確保や人材養成、一時保護所の設置、施設措置枠の調整、児童福祉審議会の設置、里親認定業務等の開始、都児童相談所との関係整理など検討しなければならない課題はあまりに多い」また「(市区町村の)機能と児童相談所の持つ介入機能を一体として抱え込むことの問題である。児童相談所は一時保護や法的対応をとるため、保護者との対立関係が生じて、その後の支援関係につながらない事例が散見される。介入的手法と支援的関与との矛盾に悩む所以である。・・・そこで、児童相談所とは異なる立場の市区町村が、サポート型な支援関係を活かして支援を行うことにより、児童相談所と市区町村とがまさに車の両輪として働いた時に、理想的な支援となることが多い」(「児童福祉法改正の意義と課題」川松亮より)と。区が設置するとすれば川松氏の意見も踏まえたまったく新しい児童相談所を構想する必要がある。

#### 編集後記

本年一年、大変お世話になり誠にありがとうございました。来年もまたよろしく願います。第3回定例会では児童福祉法の改正を、また第4回定例会では保育所保育指針の改定があったことをまず述べた。

いずれも「子どもの権利」の視点からのものでありとても大事な改定となりました。そのポイントはコラム1で紹介した通り乳幼児を含む子どもへのかかわり方(関係性)の大切さにあります。「子育てしやすいまち千代田」を目指して頑張っています! 大串ひろやす